

広
報

すすかかめやま

地区広域連合

3

2022

Spring

目次

介護保険のお知らせ

- ・皆さんが暮らしやすい地域をめざして…… P2 ～ P4
- ・地域包括支援センターの担当地区…… P5
- ・介護サービス相談員とは…… P6 ～ P7
- ・介護保険料について…… P8

芍薬（鈴鹿市長澤町地内）…「立てば芍薬、坐れば牡丹、歩く姿は百合の花」と
美女に形容されるほど美しい花を咲かせる芍薬

No.
63

～ 皆さんが暮らしやすい地域をめざして～ 地域包括支援センターが活動しています！

広域連合が事業を委託している「地域包括支援センター」では、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で、生きがいを持ち、自立した生活を安心して送ることができるよう、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から高齢者やその家族を支えるための事業を進めています。

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等が中心となり、それぞれの専門分野を活かしながら「チーム」として高齢者を支えています。



主任ケアマネジャー



社会福祉士



保健師 等

地域のネットワークの強化を進めています

地域包括支援センターでは、住民の皆さんや民生委員、ケアマネジャー、介護事業所、医療機関などによる地域のネットワークを作るなど、暮らしやすい地域づくりを進め、地域の皆さんから相談を受けたときには、各関係機関と連携して支援を行います。

《地域のネットワーク例》



いろいろな相談を受け付けています

どこに相談してよいか分からない心配ごとや悩みなどがありましたら、まず地域包括支援センターへご相談ください。相談内容に応じて適切な機関と連携しながら、情報や支援の提供、問題解決に努めています。

高齢者の皆さんはもちろん、そのご家族や近所にお住まいの皆さんの相談もお受けします。



高齢者の皆さん



《 生活や健康について、困ったことや心配ごとなど 》

たとえば・・・

- 今の健康を維持していきたい
- 介護保険の使い方がわからない
- 地域の人と交流できる場を教えてほしい
- 最近物忘れがひどく、お金の管理に自信がない

など

高齢者のご家族



《 高齢者についての心配ごと、介護での疲れや悩みなど 》

たとえば・・・

- 利用できるサービスを知りたい
- 介護に疲れてしまった
- 家族が振り込め詐欺の被害にあっているのではないかと心配
- サービス事業者に不満があるが、直接言いづらい

など

高齢者の 近所の皆さん



《 近所の高齢者に関する心配ごと、気になること 》

たとえば・・・

- 最近、近所の高齢者で姿を見かけなくなった人がいる
- 近所の家から高齢者を怒鳴っているような声がある

など

介護予防や健康づくりを支援しています

体力の低下や日常生活を送るのに不安を感じるなど、気になることがありましたら、地域包括支援センターへご相談ください。

鈴鹿市・亀山市が行う介護予防の取組み(介護予防・日常生活支援総合事業)などを紹介し、皆さんの介護予防や健康づくりを支援しています。

また、介護サービスや介護予防サービスが必要な場合など「要介護(要支援)認定の申請」の代行や、介護予防サービス等の利用が必要な場合のケアプランの作成も行っています。



財産や権利を守る支援をしています

近年、高齢者を狙った詐欺や訪問販売などの被害が増えています。少しでも怪しいと思ったときにはご連絡ください。警察や消費生活センターなどと協力して対応します。



判断能力が衰えた場合に備えて、権利や財産を守るため、後見人を選んでおくことができる「成年後見制度」の紹介や利用の支援を行っています。

地域包括支援センターでは、高齢者虐待の早期発見や防止の支援を行っています。「もしかしたら虐待かも」と思ったら、迷わずご連絡ください。通報した人の「個人情報」は守られますので、ご安心ください。



地域包括支援センターの担当地区

地域包括支援センターは、鈴鹿市に8か所、亀山市に2か所設置されています。

日常生活圏域によって、担当となる地域包括支援センターが決まっています。

また、地域包括支援センターの総合調整、後方支援等の役割を持つ「基幹型地域包括支援センター」が、各市1か所設置されています。

鈴鹿市の地域包括支援センターと担当地区

地域包括支援センター名／愛称	住所／電話番号	担当する地域づくり協議会
鈴鹿第1 地域包括支援センター なんてん	鈴鹿市高塚町216番3 059-373-6031	加佐登地区まちづくり協議会 深伊沢地域づくり協議会 石薬師地区明るいまちづくり協議会 鈴峰地区地域づくり協議会 久間田地域づくり協議会 庄内地区地域づくり協議会 椿地区まちづくり協議会
鈴鹿第2 地域包括支援センター あんず	鈴鹿市平田一丁目3番5号 (アルテハイム鈴鹿内) 059-370-3751	国府地区まちづくり協議会 庄野地区まちづくり協議会 牧田地区地域づくり協議会 マイタウン井田川まちづくり委員会
鈴鹿第3 地域包括支援センター やまぶき	鈴鹿市神戸三丁目12番10号 (ひまわり内) 059-384-4165	河曲地区地域づくり協議会 一ノ宮地域づくり協議会 神戸まちづくり協議会
鈴鹿第4 地域包括支援センター わかたけ	鈴鹿市上箕田町字近田2639番地2 (くすのき園内) 059-385-7770	長太地区まちづくり協議会 和の街箕田地域づくり協議会 若松地域づくり協議会
鈴鹿第5 地域包括支援センター ひいらぎ	鈴鹿市南玉垣町7300番地2 (桜の森白子ホーム内) 059-392-5713	玉桜まちづくり協議会
鈴鹿第6 地域包括支援センター つゆくさ	鈴鹿市地子町字金生水814番地の30 (かなしょうず園内) 059-389-5959	夢ある稲生まちづくり協議会 飯野地区地域づくり協議会
鈴鹿第7 地域包括支援センター りんどう	鈴鹿市南若松町1番地 (伊勢マリンホーム内) 059-380-5280	白子地域づくり協議会 鼓ヶ浦地区まちづくり協議会 愛宕地域づくり協議会 旭が丘地区まちづくり協議会
鈴鹿第8 地域包括支援センター ふじ	鈴鹿市長法寺町字権現763番地 (ルーエハイム内) 059-372-3128	栄地区地域づくり協議会 郡山まちづくり協議会 天名まちづくり協議会 合川地区地域づくり協議会

亀山市の地域包括支援センターと担当地区

地域包括支援センター名／愛称	住所／電話番号	担当するまちづくり協議会
亀山第1 地域包括支援センター ぼたん	亀山市栄町1487番地167 0595-96-8686	井田川北まちづくり協議会 東部地区まちづくり協議会 井田川地区南まちづくり協議会 南部地区まちづくり協議会 川崎地区まちづくり協議会 昼生地区まちづくり協議会 野登地区まちづくり協議会
亀山第2 地域包括支援センター もくれん	亀山市東町一丁目3番7号 0595-97-3331	白川地区まちづくり協議会 北東地区まちづくり協議会 神辺地区ふれあいまちづくり協議会 天神・和賀地区まちづくり協議会 野村地区まちづくり協議会 関宿まちづくり協議会 城東地区まちづくり協議会 関北部地区まちづくり協議会 城西地区まちづくり協議会 関南部地区まちづくり協議会 城北地区まちづくり協議会 坂下地区まちづくり協議会 御幸地区まちづくり協議会 加太地区まちづくり協議会 本町地区まちづくり協議会

基幹型地域包括支援センター

地域包括支援センター名／愛称	住所／電話番号
鈴鹿市基幹型地域包括支援センター にじ	鈴鹿市神戸地子町383番地の1 (鈴鹿市社会福祉センター内) 059-382-5233
亀山市基幹型地域包括支援センター きずな	亀山市羽若町545番地 (亀山市総合保健福祉センターあいあい内) 0595-83-3575

介護サービス相談員が あなたのお話をお聴きします！

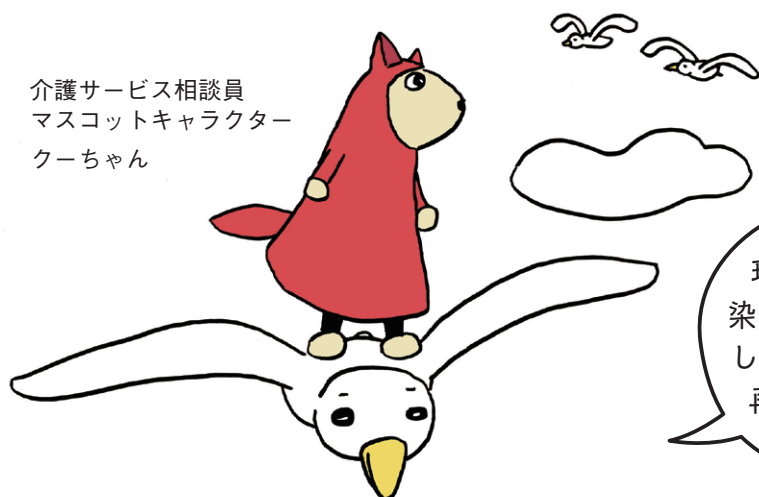


介護サービス相談員とは

介護サービス相談員(令和3年度より介護相談員から名称変更)は、介護保険サービスを提供する事業所(介護保険施設)等を訪ね、そこでサービス利用者から話を聴いて相談に応じる等の活動を行っており、鈴鹿市・亀山市の管内では、公募により11名が登録されています。

介護サービス相談員は養成研修を受講しており、介護保険の仕組みなど高齢者福祉に関する内容や高齢者の心身の特性など、一定の水準の知識を事前に習得しています。

介護サービス相談員
マスコットキャラクター
クーちゃん



現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動を休止していますが、感染状況に応じて再開いたします。

介護サービス相談員派遣事業について

介護サービス相談員派遣事業は、介護サービス相談員が活動を通じて、利用者から聴き取った疑問や不満等を基に、サービスを提供している事業所及び行政との橋渡しをしながらそれらの解消を図ることで、苦情に至る事態を未然に防止し、介護サービスの質的な向上を図ることを目的としています。

介護サービス相談員は、思いを上手く言葉にできない方の「声なき声」にも耳を傾け、利用者の気持ちに寄り添いながら、安心して介護サービスを利用していただけよう活動を行います。

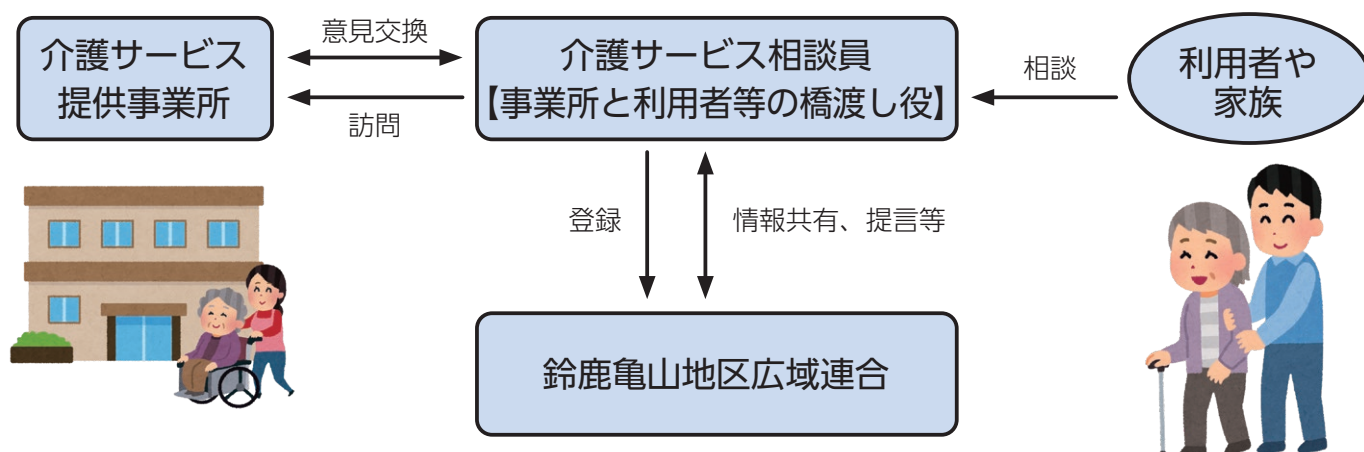


介護サービス相談員の具体的な活動

介護サービス相談員は、まず利用者から要望や不満等をよく聴いた後、

- ・単なる行き違いや情報不足によるものか
- ・個人の好き嫌いによる要望なのか
- ・介護の質に関わるものなのか

など、事実確認を経て見極めます。その上で本人への助言や、事業所側と意見交換を重ねて問題のありかを提示し、サービスの質の改善につなげる提案をします。



【主な活動内容】

- ・介護サービス利用者の疑問や不満、不安の解消に向けた支援
- ・介護サービス利用者の権利擁護支援（身体拘束廃止への助言・支援、虐待の抑止と早期発見）
- ・介護サービス利用者間の不公平感の解消や孤独感の解消等精神的なサポート など

訪問できる事業所が増えました

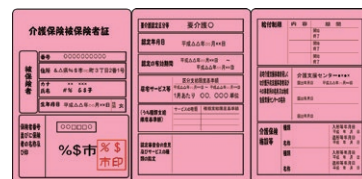
令和2年4月1日に制度の一部が改正され、介護サービス相談員が訪問可能な事業所として、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が追加されました。これには、介護サービスを利用している入居者の生活の質を守るねらいがあります。

また、訪問可能な事業所が増えたことで、より多様な声を聴けるようになり、新たなニーズの発見も期待することができます。



介護サービス相談員には、活動上知り得た秘密を他人に漏らさないという守秘義務があります。また、相談者から匿名の希望がある場合には、個人が特定できないように施設にお伝えしますので、安心してお話しください。

第1号被保険者の 介護保険料の納め方について



65歳以上の方の介護保険料は、原則として年金から天引きされる「特別徴収」と、一時的に納付書により納付する「普通徴収」があります。普通徴収の期間は、納付書でのお支払いをお願いします。(金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンなどのアプリを使用して納付することができます。)

なお、納付忘れの心配のないよう、「口座振替」をご利用いただくと便利です。

次のような場合は、普通徴収になります。

- 65歳になったときや、鈴鹿市、亀山市外から引っ越してきたとき
(特別徴収が開始するまでに6か月～1年かかります。)
- 介護保険料が増額または減額になったとき
- 年金の年額が18万円未満のとき
- 支給年金が停止または一時停止(減額)されたとき



もし、介護保険料を納め忘れると・・・

通常、介護サービスを利用するときの利用者負担は、かかった費用の1割～3割ですが、保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置が取られます。

●1年以上の滞納期間

介護サービス費用の全額を一旦利用者が負担し、申請により後で保険給付(9割～7割)が支払われます。また、申請後も保険給付が一時的に差し止めとなったり、滞納していた保険料を差し引いて支払われる場合があります。

●2年以上の滞納期間

滞納期間が2年を過ぎると、時効により保険料を納めることができなくなります。

サービスを利用するときの利用者負担が、1割・2割負担の方は3割に、3割負担の方は4割に引き上げられ、高額介護サービス費・高額医療合算サービス費・特定入所者介護サービス費(施設入所時の食費・居住費の軽減)などが受けられなくなります。

介護保険料の納付についてのご相談は、お住まいの市の下記担当までお願いします。

鈴鹿市にお住まいの方 鈴鹿市 長寿社会課 Tel：059-382-7935

亀山市にお住まいの方 亀山市 市 民 課 Tel：0595-84-5005

発行/鈴鹿亀山地区広域連合

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 TEL 059-369-3200 FAX 059-369-3202

ホームページ <https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/> E-mail skkouiki@mecha.ne.jp